

# Ⅲ 中央児童相談所

# 中央児童相談所

## 1 児童相談所の業務

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置されている行政機関である。本県には、中央、七尾の県2箇所に加え、平成18年4月から金沢市が開設した市1箇所の計3箇所の児童相談所が設置されている。県の児童相談所は、主として次の業務を行っている。

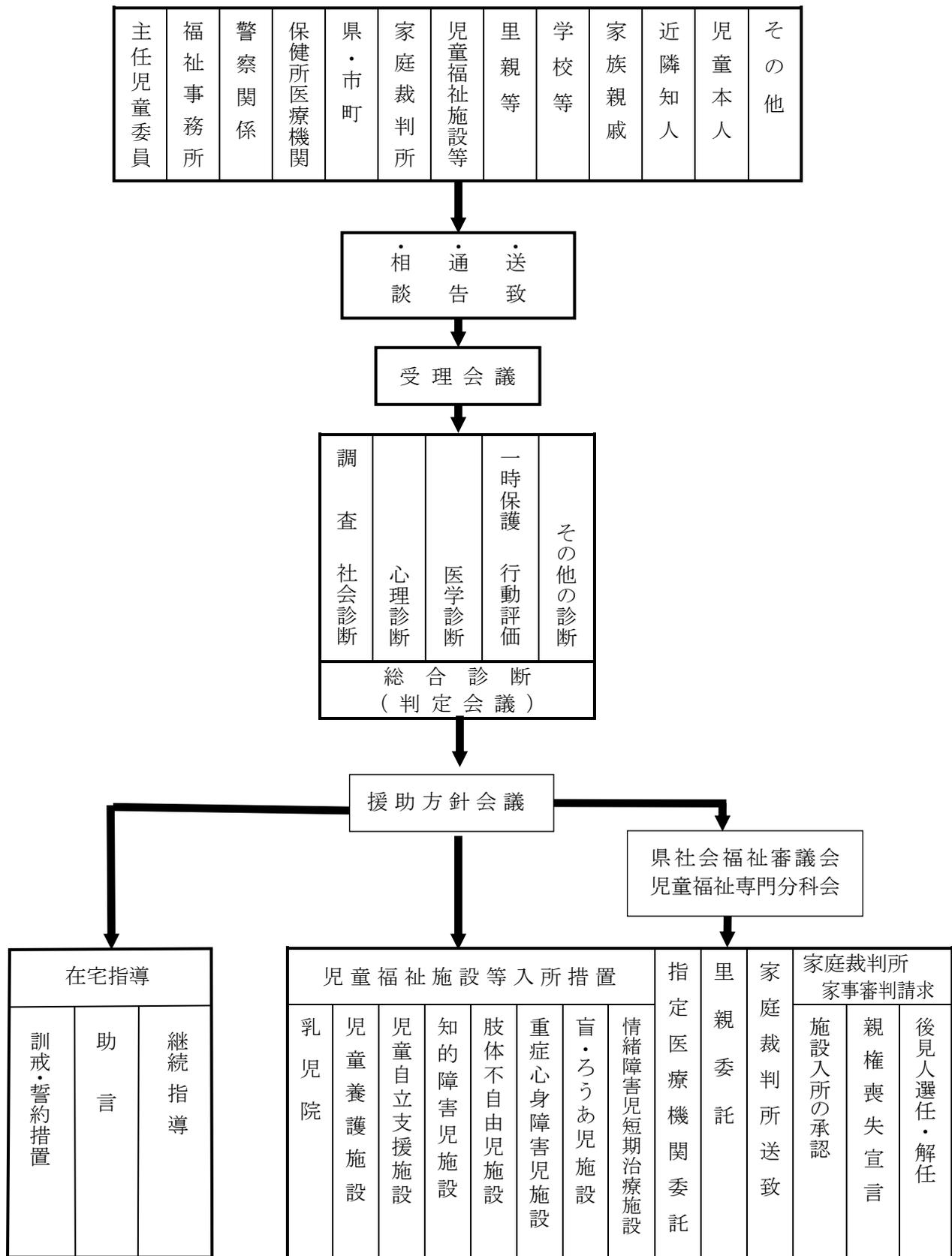
- (1) 市町の児童の福祉に関する業務の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (3) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づいて必要な指導を行うこと。
- (4) 必要に応じて、巡回して(2)～(3)の業務を行うこと。
- (5) 児童の一時保護を行うこと。

## 2 相談の種類

相談の種類は、その内容によって、次の15の相談種別に分類される。

相談種別		内容
養護	養護相談	父または母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難な児童や棄児、迷子、虐待を受けた児童等環境に問題を持つ児童及び養子縁組に関する相談
保健	保健相談	未熟児、虚弱児、小児ぜんそく、その他の疾患を有する児童に関する相談
心身障害	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れを持つ児童に関する相談
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害を持つ児童に関する相談
	言語発達障害等相談	音声や言語の機能障害、言語発達遅滞、注意欠陥多動性障害等を持つ児童に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	知的障害相談	知的障害を有する児童に関する相談
	自閉症相談	自閉症もしくは自閉症と同様の症状を呈する児童に関する相談
非行	ぐ犯行為等相談	虚言、浪費、家出、乱暴、性的逸脱等の問題行動に関する相談
	触法行為等相談	刑罰法令に触れる行為のあった児童に関する相談
育成	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を持つ児童に関する相談
	不登校相談	登校(園)できない、していない状態にある児童に関する相談
	適性相談	進学や職業の適性、学業不振等に関する相談
	しつけ相談	幼児のしつけ、遊びに関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

### 3 児童相談の流れ



## 4 管内の状況

### (1) 管内の状況(人口、世帯数、児童人口は平成21年10月1日現在)

市町名	人口(人)	世帯数	児童人口(人)	相談受付件数	
小松市	108,779	37,757	19,644	147	
加賀市	72,635	26,830	11,277	161	
かほく市	34,757	11,148	6,333	48	
白山市	110,749	37,494	20,468	151	
能美市	48,464	16,144	9,551	98	
能美郡 川北町	6,085	1,733	1,410	4	
石川郡 野々市町	50,594	22,931	8,652	93	
河北郡	津幡町	36,756	11,554	7,670	73
	内灘町	26,730	9,877	5,014	35
管外				14	
計	495,549	175,468	90,019	824	

### (2) 県内児童福祉施設の設置状況(平成22年4月1日現在)

施設種別	施設数
乳児院	2
児童養護施設	8
児童自立支援施設	1
知的障害児施設	3
知的障害児通園施設	2
肢体不自由児施設	1
肢体不自由児通園施設	1
重症心身障害児施設	3
独立行政法人国立病院機構 (筋ジストロフィー)	1
独立行政法人国立病院機構 (重症心身障害)	3

## 5 相談の状況(平成21年度)

### (1) 相談受付状況

平成21年度中に受け付けた相談総件数は、824件である。

相談種別では、心身障害相談が423件(51.3%)を占め、次いで養護相談が286件(34.7%)、非行相談が60件(7.3%)と続き、育成相談が55件(6.7%)となっている。

心身障害相談は、知的障害にかかる療育手帳の判定、障害児施設の契約制度にかかる受給者証の交付及び重症心身障害児施設の通園事業利用手続きが大部分を占めている。

(単位：件)

区分	相談種別	養護	保健	心身障害相談					非行相談		育成相談				その他	計	
				肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性			しつけ
件数		286	0	32	6	1	45	332	7	31	29	37	15	0	3	0	824
構成比(%)		34.7	0	3.9	0.7	0.1	5.5	40.2	0.9	3.8	3.5	4.5	1.8	0	0.4	0	100.0

### (2) 経路別相談受付状況

(単位：件)

区分	経路	県・指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設	児童家庭支援センター	警察署	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校等			里親	児童委員(仲介含む)	家族・親戚	近隣知人	児童本人	その他	計
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他							幼稚園	学校	教育委員会等							
件数		49	1	2	10	304	0	22	27	71	0	65	2	2	3	0	22	6	1	0	218	14	2	3	824
構成比(%)		6.0	0.1	0.2	1.2	36.9	0	2.7	3.3	8.6	0	7.9	0.2	0.2	0.4	0	2.7	0.7	0.1	0	26.5	1.7	0.2	0.4	100

### (3) 相談処理状況

助言指導が48.3%、通所指導が30.9%、児童福祉施設への措置(委託)が4.9%となっている。

(単位：件)

区分	処理区分	助言指導	通所指導	他機関紹介	児童福祉司指導	福祉事務所送致	児童福祉施設		独立行政法人 病院機構委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設への 利用契約	その他	計
							入所	通所						
件数		408	261	9	2	0	41	0	0	4	0	26	93	844
構成比(%)		48.3	30.9	1.1	0.2	0	4.9	0	0	0.5	0	3.1	11.0	100.0

(注) 件数には前年度からの繰越と未処理のケース分を含む。

#### (4) 虐待相談処理状況

養護相談のうち13.2%が児童福祉施設への措置となっている。また、虐待に関する相談件数については、全国的に増加しており、当所においても虐待処理件数は219件と増加している。(③表)

年 度	虐待区分	身体的暴行	保護の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
平成17年度		81	60	7	37	185
18年度		46	35	5	28	114
19年度		64	75	4	25	168
20年度		76	61	3	40	180
21年度		95	69	1	54	219

#### (5) 判定の実施状況

##### ① 医学判定

嘱託医は、療育手帳や特別児童扶養手当のための医学的診断及び一時保護児童や施設に措置する児童の医学的診断を行うとともに、医学的見地から児童福祉司や児童心理司にスーパーバイズしている。また、児童本人や保護者に対して専門的な見地から助言指導を行っている。

##### ② 心理判定

心理判定は、児童心理司が心理検査や面接・行動観察などによって児童の心理や知的能力等を判定するもので、その処遇の決定や相談・援助を進める上で重要なものである。

判定について相談種別で見ると、障害関係が多くを占めているが、これは療育手帳や特別児童扶養手当等に関する判定件数が多いことによる。

判定の実施状況(平成21年度)

(単位:件)

判定項目 相談種別		判 定 方 法							
		医 学 判 定			心 理 判 定				
		小 児 科	精 神 科	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	面 接 観 察	
相 談 種 別	養 護	49	3	54	31	8	59	158	
	障 害	0	241		194	78	2	335	
	非 行	5		7	18		47	37	
	育 成	不 登 校	1		1	2		2	6
		性 格 行 動	3	3	3	10		15	17
		そ の 他				1			5
そ の 他					1		1		
計		58	247	65	256	87	125	559	

## (6) 出張相談の実施状況

児童相談所では、管内全ての児童等に対して、地域に密着した相談・援助活動を行うため、精神科医・児童心理司・児童福祉司がチームを組んで、来所が困難な場合などに出張相談を行っている。

平成21年度の実施状況は次のとおりである。

実施市町	実施回数	相談延件数	相談内容内訳
小松市	12回	21件	療育手帳判定・特別児童扶養手当の診断

## (7) メンタルフレンド派遣事業・聴能訓練事業

### ① 不登校児に対するメンタルフレンド派遣事業

不登校で家に引きこもりがちな児童や、人とのかかわりがうまくできない児童に対して、兄姉に相当する年代の者(大学生等)を心の友(メンタルフレンド)として派遣し、話し相手になったり、スポーツや遊びの相手になったりすることで、児童の心の成長を図ろうとするものである。

本事業の実施により、登校を再開したり、当所や他の相談機関に通うようになったりなどの効果が見られている。

#### メンタルフレンド派遣事業実績

内 訳 年 度	対 象 児童数	メンタルフレンド			
		登録者数	派遣者数	延べ派遣回数	児童1人 当り平均 派遣回数
平成17年度	11人	26人	11人	194回	18回
18年度	5人	27人	5人	54回	11回
19年度	6人	28人	6人	74回	12回
20年度	4人	30人	4人	34回	9回
21年度	2人	24人	2人	7回	4回

### ② 難聴幼児に対する聴能訓練

難聴幼児とその保護者を対象として、言語聴覚士により、週一回通年で集団指導形式により、児童には聴能訓練を、保護者には家庭での訓練方法を指導している。

#### 事業実績

	対象実人員	実施回数	参加延人員
実 績	18組	46回	573組

(8) 一時保護業務の実績

一時保護所は、児童福祉法第12条の4により、本県では県の中央児童相談所及び七尾児童相談所に設置されている2箇所に加え、平成18年度に金沢市が開設した金沢市児童相談所に平成21年4月に一時保護所が設置され、現在は計3箇所が設置されている。

一時保護は、児童福祉法第33条及び、児童虐待防止法第11条の4の規定に基づき、緊急保護、行動観察及び短期治療を目的として実施されている。

一時保護を必要とする児童のうち、乳児は乳児院に一時保護委託するとともに、児童の状況により、他の児童福祉施設や里親等に委託する場合もある。

① 保護概況

一時保護所の入所実人員は昨年度より減少したが、年間保護延べ人数は増加した。

平成18年度開設の金沢市児童相談所の児童の一時保護については、石川県との委託契約により当一時保護所で平成20年度まで行った。

平成21年度の一時保護委託の委託実人員、年間保護延べ人数、一人平均保護日数は減少している。

平成21年度に、児童虐待防止法第11条の4の規定による一時保護はない。

区分	一時保護所				一時保護委託				一時保護延べ人数総計
	入所実人員	退所実人員	1人平均保護日数	保護延べ人数	委託実人員		1人平均保護日数	保護延べ人数	
					児童福祉施設	その他			
20年度	119(11)人 <49(3)>	128人 <52>	21.2日 <27.3>	2,684人 <1,400>	21(0)人	4人	14.3日	357人	3,041人
21年度	82(2)人	74人	31.6日	2,797人	9(0)人	2人	17.7日	179人	2,976人

注1：( )内は前年度からの繰越分で外数。

注2：< >は金沢市児童相談所からの委託分で内数。